はじめに

大伴家持「教喩史生尾張少咋歌」の構想

村 誠

吉

The conception of "Manyou-Shu Vol.20 No 4106~4109 written by Ootomo Yakamochi

MAKOTO Yoshimura

(Received September 29,

歌対象が他に類例を見ない特異な歌である。 れたこの歌は、次の「先妻不待夫君之喚使自来時作」 を教喩した歌を作っている。「教喩史生尾張少咋歌」と題詞に記さ 越中に国司として赴任した大伴家持は、下僚尾張少咋の浮気行為 と続けて、

史生尾張少咋を教へ喩す歌一首并短歌

但、一條を犯さば、即ち出だすべし。七出なくして「輙*** 七出例に云はく、

三不去に云はく 弃つる者は、徒一年半。

七出を犯すと雖も弃つべくあらず。違ふ者は杖一百。 唯だし

兩妻例に云はく、 りょうさいれい けを犯したると悪疾とは弃つること得。 がん

妻有りて更に娶る者は徒 詔書に一云はく、 年。 女家は杖一百にして離て。

義夫節婦を愍み賜ふ。

して別無く、一家財を同じくす。豈に舊きを忘れ 新 しきて、道を化ふる源なり。然れば 則 ち、義夫の道は、情存 きを弃つる惑ひを悔いしむ。其の詞に云はく、 を愛しぶる志あらめや。所以に數行の歌を綴り作し、 謹みて案ふるに、先の件の數條は、 法を建つる基にし

大波なから りと 妻子見れば 少彦名のすくながこな かくさまに 神代より 言ひけるものを かなしくめぐし 言ひ継ぎけらく うつせみの 世の人の 立つる言立て 父母を見れば 世のことわ

しもあらめや 笑みみ笑まずも 待たしけむ いつがり合ひて にほ鳥の 遊行女婦の字なり 流る水沫の 寄るむと 待たすらむ さどはせる 咲ける盛りに 時の盛りぞ 天地の うち嘆き 寄る辺なみ (巻一八・四一〇六) 君が心の すべもすべなさ 神言寄せて 心寂しく 離れ居て はしきよし ふたり並び居 語りけまくは とこしへに 左夫流その子に 紐の緒のきょる 南風吹き 雪消溢りてて 嘆かす妹が いつしかも 春花の その妻の子と 奈呉の海の 盛りもあらむと いつしかも 佐夫流と言ふ 紐の緒の 朝からより かく 奥を

あをによし奈良にある妹が高々に待つらむ心しかにはあらじか (同・四一〇七)

里人の見る目恥づかし左夫流子にさどはす君が宮出後姿里人の見る目恥づかし左夫流子にさばります。

(同・四一〇八)

紅 はうつろふものぞ 橡 のなれにし衣になほしかめやもヘネセッ。

・四一〇九)

教喩の対象として主題化した家持の作歌意図や歌の性格そのものへ さまざまに論じられてきたが、それでもなお少咋の行動を醜聞化し の疑問が払拭しきれずに残る。 題詞から少咋の浮気に対して教喩したと理解されるこの歌は従来 以下の諸点になる。 それらの疑問をさらに細かく見るな

- (1) 浮気の社会通念と家持の視点
- $\widehat{2}$ 国司として教喩の
- 3 家持の個人的な恋愛に対する態度。

- $\widehat{4}$ 教喩歌ということの意味
- ある。 う媒体でこの特殊な事件を見ることへの疑問である。 動が「教喩」の対象となるのかという疑問である。(4) は歌とい 歌という媒体で少咋の個人的醜聞を取り上げる家持の意図や意味で は、一夫多妻制が原則として存在する当時にあって、 (1)から(3)までは少咋事件に対する疑問である。特に(1) 共同性の高い 何故少咋の行
- 此ること 中国守家持も、この禁令のもとに一群を詠じたものと覚しい。」と において、『類従三代格』天平十六年十月十四日の勅『勅すらく、 指摘されている。 はいたらしい。だが、禁令は各国の国守のもとでは生きており、越 禁断せしめよ。国隔越すと雖も、 「少咋のような事件は、当時よくあったことで、大まかに見られて (2) については、伊藤博氏は 国司多く所部の女子を娶りて妻妾と為す。 輙ち娶ること得ず』を紹介され、 『萬葉集釋注九(1998・5)』 自今以後、悉く皆

別」という視点から論じられている。

武晴氏の指摘がある。また川口常孝氏も「良吏として青春からの訣 顧みない少咋の態度は感情的にも許し難いものがあったという鈴木 また(3)としては、 家持自身は妻大嬢への思慕があり、 本妻を

学作品としての視点から見るのが常識になってきている。針原氏は 直接的な動機の一端を探るという過程の中で考察されたものである。 の虚構という考えに先鞭をつけられたのが金井清一氏である。それ た家持の創作過程を考えると、虚構という考え方が顕れてくる。こ 素材を作品化する中で事実を再構成し、歌という作品に仕上げていっ もちろんこれらの論は、 当該歌を論じるにあたっては、 家持歌といういわば作品を通して、その 「教喩」 の実効性を疑い、文

四四六五〜七)」と同様の性格を見出しておられる。(窪4) 「喩す」という作歌意図では同様のものが見られる「喩族歌 教喩」という歌の主題の実効性への疑問から虚構性を論じられ、 (巻 20

いる。 妻の来越とその騒動の虚偽といった様々な視点から論じられてきて り、序文にある律令条文の「おおげさ」であるという評価や少咋の 強められ、一方でそれに反対する金井清一氏の再論が提出されてお みやげ歌」という見方 最近では伊藤博氏は「少咋自身も知らない虚構であって、 (前掲 『万葉集釋注九』)と虚構説をさらに 都 への

の見解の基本として家持作品の性格を詳細に検討することである。 更水掛け論に終わるであろう。それよりも重要なことは「虚構性 検討する必要があろう。 を踏まえても「文学作品」に仕上げていった家持の作歌態度を更に 出来ない。佐藤隆氏に文学化という観点からの指摘があるが、 とは、厳密に見ると民衆対象の憶良と特定の個人の行為を対象とし 山上憶良の「令反或情歌(巻五・八○○)」の態度を模範としたこ た家持の態度とは相違はあるが、 尾張少咋にまつわる一連の事件の評価や歌の実効性の検証は、 歌句などから見てその影響は否定 それ 今

家持の視点を探り、虚構性の観点となっている作品の特徴を再論し そこで本論では、家持が作品化するに至る中で、 への疑問に検討を加え、 (4)を中心に、この作品内部にある その背景となる

少咋の浮気の意味

この歌を考えていく上で、 尾張少咋の妻妾問題が一夫多妻制の当

> 会的な妾のあり方について、最初に考えてみる。 る。これには家持の観点と社会的観点の二通りが考えられるが 時にあって何故教喩の対象となるのかという実態が一 番の 疑問とな 社

ろう。 は、 遊行女婦への同情の語であると考えたことがあるが、 形態であるとするならば、都の正妻に対する少咋の態度が、 民とは異なった賤民視をしていたと考えなければならない。 対する山上憶良と同じ観点であるとするならば、 しての家持が、「令反或情歌 浪人としての蔑視の意味が入っているように思われる。 よりも、遊行女婦への見方を示したものであろう。この語は以前に な婚姻関係とは著しく逸脱したものとして家持の目には写ったであ (落ち着かない)と序で形容している。単なる序詞的な修辞という そして少咋と左夫流児との婚姻関係が社会的認知を受けていない 長歌の中で家持は左夫流児を「流る水沫の 一方で家持出席の宴に遊行女婦が存在していながらも、 (巻五・八○○)」に示される浮浪人に 寄る辺なみ」サブル 定住しない浮浪人 定住しない浮 律令官人と 儒教的

ろう。『礼記』には、 し 禮は夫婦を謹しむに始まる。(中略)ているものはないが、以下の記述が参考になる。 妾について考える基本は、当時の根本概念であった儒教倫理であ 夫婦の礼が記されている。 妻妾の関 係を明

婢妾と雖も、 は老ゆと雖も、 夫婦の禮は、唯七十に及びて、同じく藏して 間 無し。 敢へて夕に當たる莫し。(内則第一二) 衣服、飲食、必らず長者に後る。 年未だ五十に滿たざれば、必ず五日の御に與 髦を拂ひ、纓を衿び、 ょっ はら えい むす 妻在らざれば 慎み衣服し、 履に 基す。

咋が行っている判断基準ともなりうることを示している。を持った行動が述べられており、都の正妻に対する著しい非礼を少これらの妾の行動規定は、正妻の夫への礼が主題であるが、秩序

摘みが赦に会って免ぜられても離婚せよ)がし離て。(先に情交して後に結婚して妻妾としたならば、奸凡そ先づ奸して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、戸令二七に、

を関係、即ち姦とは区別されていた。 妻妾 中国の家族法では、妻と妾は明確に区別されており、 とあり、岩波思想大系『律令』の「妻妾」に対する解説には、 とあり、岩波思想大系『律令』の「妻妾」に対する解説には、 とあり、岩波思想大系『律令』の「妻妾」に対する解説には、

咋の行為は戸令二七にも違反しかねないものになろう。あるが、大宝令にも同様の条文があったことは十分に推定され、少が記載されている。先にも確認したように現在の戸令は養老令ではが記載されている。先にも確認したように現在の戸令は養老令ではとある。前述の『礼記』においても妾における宗家の喪や師弟に対

遊行女婦の社会的観念を更に追求しなければ不明な点が多いが、合は、本妻に対する礼を欠いた態度が問題となったのであろう。たっては本妻や社会に対する礼をとる行動が必要であり、少咋の場このことから考えると、妾は社会的認知はあるものの、娶るにあ

妻への礼を欠いた態度が問題視されたと思われる。 賎民であるかどうかはともかくとして、妻妾の一般的通念から来る

三 序文の意味

り 族歌 日までに九例を数える。またこの歌の直後の二十七日の記事にもあ に示されており、そのうちこの歌の詠まれる天平感宝元年五月十二 其の門閭に表し」という文が定型文のように和銅元年以来十三箇所 説いており、社会秩序の根源を再認識させる所にねらいがある。 る。本題ではないのでここでは詳しくは論じないが、「喩族歌 子第八、学記第十八)、儒教における徳の教化に用いられる用語で のかは不明であるが、続日本紀には「孝子、順孫、 れは「義夫、節婦」も同様であり、家持がどの詔書を引用している を投げかけている小野寛氏の論が実態を見通していると思われる。 おいても、一族の中での家持の立場を考慮して、その実効性へ疑問 あり、家持が少咋の不徳教化の意味に用いていることは認められる。 て大伴の氏族意識を高揚した歌の題詞にも家持は用いており(「喩 「喩」は後のことではあるが、大伴古慈悲が連座した事件に関わっ 序文の内容は言うまでもなく儒教倫理に基づいた夫婦間の倫理を 題 戸令(一七)にも見える言葉である。 詞冒頭の (巻二○・四四六五~七)」)、同様の意味を見出すことが出来 「教喩」という語は『礼記』などに散見され 義夫、 そ

の体裁を示すものとして、具体的な令文を出していると理解されるつるのは、法令の条文をそのまま掲げている点である。教喩として根元としてとらえられている。しかし、この序文において特異にう儒教的教化は家持自身もまとめているように、社会秩序(法)の

が法令の条文を認知していたことは、越前掾となって赴任していっ 諸国で説明会まで開かれ、広く頒布されたことがわかる。 博士を六道 ない。大宝律令の施行は、『続日本紀』大宝元年八月八日に 律令官人の一人であってみれば、律令の条文を知らなかったはずは よく知らない尾張少咋に対してのものと説明されているが、少咋も が万葉集中他に例がない。金井清一氏は掲載の理由を律令の条文を とは地位が少し異なるが、 た大伴池主がこの六ヶ月後の閏十一月十二日に越前から家持に送っ た書簡中 (巻一八・四一二○序文)にも法律用語が認められ、少咋 (西海道を除く)に遣し、 律令の条文が官人に知られていた例証と 新令を講ぜしむ。」とあり、 また官人 「明法

図を持った構成になっていることに注意しなければならない。があったことは当然であるが、令文を構成する序文自身が綿密な意令文の掲載理由は、国司としての「教喩」という体裁にする意味

老令』と同文である。「戸令二八 七出条」には、「七出」については、諸注釈書が等しく掲げるように現存の「養

同じく署せよ。若し書解らずは、指を画いて記とすることを為には妬忌。七には悪疾。皆 夫 手書して棄てよ。尊属、近親とには淫泆。三には舅姑に事へず。四には口舌。五には盗窃。六凡そ、妻棄てむことは、七出の状有るべし。一には子無き。二凡を

とある。

三には受けし所有りて帰す所無き。即ち義絶、淫泆。悪疾犯せの喪持くるに経たる。二には娶いし時に賤しくして後に 貴 き。妻、棄つる状有りと雖も、三の去てざること有り。一には舅姑また三不去については、その続きに

らば、此の令に拘れず。

天平勝宝九歳(八月天平宝字元年改元)五月二十日に記事に宝元年当時はまだ施行されていない。養老令の施行は、続日本紀、とある。しかし養老令はこの「教喩尾張少咋歌」の詠まれた天平感

説明している。 ・ 大宝のであったことがわかる。(古くに中田薫氏が指摘し、坂本太郎氏は、藤原不比等の権勢欲のために撰述。薨去とともに遅延まだ大宝令であったことがわかる。(古くに中田薫氏が指摘し、坂まだ大宝令があったことがわかる。(古くに中田薫氏が指摘し、坂とある新令がこれにあたり、家持の作歌年代である天平感宝元年は

一方で大宝律令の施行は、続日本紀に、

(大宝元年八月八日)明法博士を六道(西海道を除く)に遣し、新令を講ぜしむ。

また「戸婚律四○逸文(古記)」には、大宝令は「六出」であり「悪疾」がなかったらしい(同解説)。とあり、諸国で説明会まで開かれ、広く頒布されたことがわかる。

妻七出及義絶之状無くして之を出ださば徒一年。七出犯すと雖

し悪疾及び姦を犯さば此の律を用いず。も三不去有りて之を出ださば杖八十。追ひ還りて復さしむ。も

されており、改訂令文であると解釈出来る。これに従う論が多い。しかし、家持の掲示した令文には「例」と記えない。そこで滝川政次郎氏は、唐律であることを指摘され、以下とあり、徒一年半と異なる。「両妻例」は現存の「養老令」には見

を定めたのが「例」であったとされる。 にならないので、唐風化推進のために一部実施を企図して部分改正にならないので、唐風化推進のために一部実施を企図して部分改正にならないの論考を踏まえて、唐令に近づけた養老律令が実施の運びのとする中田薫氏や、施行規則を定めた式のようなものと考える虎のとするの氏は、この「例」を律令の不備不便を補正するためのも

井上光貞氏は、坂本太郎氏の論を受けて、律令の施行は、

(1) 単行法として小出しに施行されていた。

(2) 必要に応じて修正 (「例」)

調して記載したと思われる。 さはずの令部分は省略して、通達を喚起する意味で律部分だけを強ていたであろう。そこで家持は確認の意味で当然少咋も熟知していのと解釈出来、条文は記録・保持されて、官人はその都度目に触れ出されたのかは厳密には不明であるが、改則として通達のあったもと解説されている。とすると、家持の掲げた一連の「例」は、いつと解説されている。

れている。家持筆による体裁がどのようなものであったかは現存本られる。現存すべての写本の該当箇所は「三不去」で改行が加えらとしてあったものを家持が序文記載時に二段落に分けたものと考え見る限りでは、「七出」とともにあるので、本来は「七出三不去例」去」に「例」字がないことである。「三不去」は、養老令や唐令を去」に「例」字がないことである。「三不去」は、養老令や唐令を

載意志を読み取ることが出来るからである。来る。二段落に分けた家持の行為は、文学的な意図による家持の記能性は高い。とするならば、ここに家持の意図を汲み取ることが出のないことは確実であり、原本の体裁が二段落に分けられていた可から一概に推定することは出来ないが、「三不去」の後に「例」字

と収入の安定した身分になるということであり、今度は少咋は左夫 が説かれるように経済的にも副収入の多い役職としての通念があっ うに左夫流児は遊行女婦であり、家持は社会的地位の低いものとい 身勝手な離婚は許されないことを説く。次の三不去は離婚出来ない とになる。そこで家持は両妻例を持ち出して少咋にとどめを刺すと く、越中の同棲者とはまた離婚条件がそぐわなければ重婚というこ 流児とは離婚出来ないということになる。都の妻とは離婚条件がな たであろう。少咋の妻になるということは賤しい遊行女婦から地位 も、多くの下級官僚にあってはある程度の地位であるし、 該当して来るであろう。史生という地位は官人としては低いながら 文の中の「二には娶いし時に賤しくして後に 貴 き。」というものに う見方をしている。とすると、養老令の参照ではあるが三不去の条 左夫流児に対するものであることを示してはいないか。後述するよ 条文の続きであるととらえられているが、段落に分けたのは越中の 条件である。一般には少昨の都の妻に対しての条件として、 いう構成になっていることが伺われる。 七出は離婚できる条件である。離婚条件は少咋の妻には該当せず 中西進氏 七出の

見ることが出来る。とするとここに読者への視点が内在しているとの引用で「教喩」の重みを引き出すという構成がこの序文であるとその結果、重婚という両妻違反を三段落で構成して、権威ある詔書都の本妻に対する七出違反、越中の左夫流児に対する三不去違反、

考えられ、 ことを考えなければならない。 「教喩」を作品化するという目的で作られた性格のある

四 家持歌の性格と歌作態度

呆れ嘆く様子を述べた三段落の構成になっている。 を省みない少咋への批判。越中で浮気をする少咋の態度への家持の 長歌は、父母妻子への慈愛の道理と貧困時代の苦労を共にした妻

描かれているからである。 見える歌句と全く同じであり、憶良の言葉を借りてきたようなもの 摘されているように山上憶良の「令反或情歌 (巻五・八〇〇)」に という表現は他例が多くあるが、二神を掲げて道理の起源を意味す す句から始めていることである。「神代」という時代より言い継ぐ であるが、その道理の説明が憶良とは大きく異なる。それは「大汝 のものであり、歌詠対象とする自然物を作り出した神として一般に る表現はない。「大汝 少彦名の 長歌の冒頭である「父母を見れば貴く」以下の表現は、すでに指 神代より 言ひ継ぎけらく」という悠久性を説き起こ 少彦名の」の二神は国土創造神という性格

0)

七六七

大汝少彦名のいましけむ志都の石屋は幾代経にけむ (巻三・三

大汝 山と負ひて(後略) 少彦名の 神こそば (巻六・九六三) 名付けそめけめ 名のみを

名児

大汝少御神の作らしし妹背の山を見らくしよしも(巻七・一二

性格を持ち、従ってこれらの例のように自然物造営の神として描か 大汝少彦名は、 記紀風土記に見られるように国造りの神としての

> それは以下に続く左夫流児との行動の具体的描写によりいっそう引 理があり、越中での行為を背徳として思わせる効果を持っている。 印象を与えている。そして「父母を見れば貴く」以下の表現は、こ れるというのが一般的である。そうした神々の名前を掲げて、その き立たせる効果をもたらせている。 の道理の提示によって読み手に不遇時代に語らった本妻との関係に と言って普遍的な観念で形容したことよりも社会的に具体化させる 時代とすることは家持の創作であり、憶良が同じ内容を「ことわり」

行動と少咋の越中での行為を対比させることにより、 なってきたことを暗示するものである。また都の本妻のひたむきな ていると同時に、都で夫の喚使をひたすら待つ妻が下向する季節に 批判性をさらに強めている描き方になっている。 「南風吹き雪消溢りて」というのは「左夫流」を引き出す序になっ 「いつがり合ひて」という語は、万葉集中他に一例ある。 豊国の香春は我家紐児にいつがり居れば香春は我家(巻九・ 少咋の行動へ

紫時娶豊前國娘子紐兒作歌」とあり、 提としている道理の文脈で読むと皮肉になる。また「奥」という語 つながっていることが強く受け取れる表現になる。また「にほ鳥の 同じ言葉を少咋に適用すると、都の妻がありながら越中で別の女と を得た時の歌とも受け取ることが出来る。この歌に見える「いつが 娘と結婚した時の歌であると見ることが出来るが、或いは遊行女婦 る」は紐のように固くつながっていることを強調したものであり、 るという語感があるのであろう。この歌の題詞には「抜氣大首任筑 紐児とあるので、家持の使用例と同じく紐でつながるとか結ばれ ふたり並び居」は通常仲のよい男女に使われる語句であるが、 他に二首続いている。 地方の

て」という意味も含まれている。は「思いを深める」と一般に解釈されているが、「将来を深く思っ

海の底奥を深めて我が思へる君には逢はむ年は経ぬとも(巻四

・六七六)

近江の海沖つ島山奥まへて我が思ふ妹が言の繁けく(巻一一・

海の底奥を深めて生ふる藻のもとも今こそ恋はすべなき

二七二八)

二七八一)

の行動への非難的態度ばかりでなく外間の悪さといった社会性を基いる内容となっている。とすると、ここでも少咋にとっては真剣なが最後の「さどはせる」という語であろう。この言葉は万葉集中にが最後の「さどはせる」という語であろう。この言葉は万葉集中にが最後の「さどはせる」という語であろう。この言葉は万葉集中にが最後の「さどはせる」という語であろう。この言葉は万葉集中にで歌は「見る目恥ずかし」の後に続いたものである。とれが逆にをかの反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にある二例のみであり、家持しか用いていない。しかもも次の反歌にあることを強調している内容となっている。

が威儀を正して出勤する様子を見た里人の嘲笑(事実かどうかはと恥ずかしいと家持は言う。おそらく左夫流児と一夜を過ごした少咋振りながら行くことであろう。それを「里人に笑われている」のが注の解釈のように「宮出」は国府へ出勤すること。「後振」は尻を注の解釈の二首目の「宮出後姿」も、初二句と連動して少咋の姿また反歌の二首目の「宮出後姿」も、初二句と連動して少咋の姿

ばならない。

を伴いながら儒教的な不道徳性で描かれていることに注意しなけれ

少咋の行動が常に先妻に対する家持の同情

ここで長歌も含めて、

準とした非難も含まれており、それが「すべもすべなさ」と結ぶこ

とによって突き放した揶揄へとつながっている。

もかくとして)を家持は皮肉を込めて言ったものである。

そして二日後の歌が続いている。

左夫流子が斎きし殿に鈴懸けぬ駅馬下れり里もとどろに先妻不待夫君之喚使自来時作歌一首

同

·四一〇)

同月十七日大伴宿祢家持作之

(同

氏の再論でほぼ納得出来るのではないかと思われる。 論を待つまでもなく騒動になった様子を描いているものである。 論を待つまでもなく騒動になったということに少咋個人だけでは とだしぬけにやって来たことを印象付ける「鈴懸けぬ駅馬」との対 とだしぬけにやって来たことを印象付ける「鈴懸けぬ駅馬」との対 と で 「出来すぎている」という見方から「ウソ」とか「説話化」ととで 「出来すぎている」という見方から「ウソ」とか「説話化」ととで 「出来すぎている」という見方から「ウソ」とか「説話化」ととで 「出来すぎている」という見方から「ウソ」とか「説話化」との対 は 「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」を今の妻と言って大騒ぎになることを予想させる は、「左夫流児」をいうというによっているというというによっているというによっているというというによっているというというによっているというというによっているというというによっているというというによっているというによっているといっているというによっているというによっているというによっているというによっているというというによっているといっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているによっているというによっているによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているというによっているといっているというによっているというによっているというによっているといるによっているというによっているというによっているといっているといっているによっているというによっているといっているというによっているというによっているといっているによっているといっているといっているによっているといっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているによっているになっているになっているによっているいるによっているになっているいるになっているになっているになっているになっているになっているになっているになっているになっているいるになっているになっているにな

序を教育する教訓」であるとする。しかし問題なのは、氏も指摘さ向の『列女伝』との関係を説きながら、「礼の基本である男女の秩がある。佐野氏は「文芸作品」であるという見方を前提として、劉儒教精神が基盤となっているという見方は、佐野あつ子氏に指摘

の主題を見出すことが出来るからである。「葉婦怨」という中国文学学作品」を成立させる別の要素を考えなければならない。そこにはどである。ここには単に家持の基準とする道徳性だけではない「文とである。ここには単に家持の基準とする道徳性だけではない「文の主題を見出すことが出来るからである。

雎』の思想が背景にあるというよりも山口氏のもう一つの指摘であ の類同性ではなく、意味的な皮肉と戯虐性をもたらすことが目的と 描く男女関係の理想は文脈上逆説的な位置になってしまい、 ていたとするならば、 関係は、左夫流児との関係に表れており、儒家的解釈を家持も持っ の主題性のあることを早くに指摘されている。 詩経に端を発する棄婦怨の詩の流れを見ることが出来るからである。 る棄婦の主題化が重要な問題であろう。「心さびしく」の語句には、 して背後に存在すると見なければならない。そういった意味で 山口博氏は、左夫流児の描き方に詩経 佐野あつ子氏の指摘があるように 『關雎』 しかし の影響と「棄婦怨」 「關雎」 『關雎』 表現上 との <u>の</u>

昔育 恐育鞫し、爾と顛覆せんとす。既に我が德を阻し、賈の用って售られざるがごとし。我を「慉ふ能はず。反って我を以て讎と為す。

えている。下人でも、では、、既に生じ既に育して、予を毒に比す。

特経)「トーヘーデ」)一角である。 豊いこなっこう、 貧爾の新昏を 宴 んで、我を以て窮を御ぐ。

ものである。毛詩序には、を共にした夫が新妻を迎えて自分を省みないことへの怨みを述べた。詩経の「谷風」の一節である。豊かになった今、貧困時代に苦楽

谷風は、夫婦の道を失ふを刺るなり。衛人其の上に化し、新昏

とあり、

反歌の三首目と対応した形になっている。

詩経にはこの

他

この谷風と同様に棄婦怨の主題で並び称されるものに「衛風・氓」国俗(社会秩序)が乱れるという目で見ていたということになる。の部分を見ていたとすると、都の本妻への同情というだけでなく、傷敗す。」という解釈である。家持もこの毛詩序に従った解釈でことある。ここで注目すべき点は、毛詩序にある「夫婦離絶し、國俗とある。ここで注目すべき点は、毛詩序にある「夫婦離絶し、國俗

靜かに言に之を思ひ、躬自ら悼む。 兄弟知らず。咥として其れ笑ふ。 言に既に遂げたり。暴に至る。 夙に興き夜に寐ね、朝有ること靡し。 三歳婦と為り、室を勞とする靡し。

がある。

淇には則ち岸あり。隰には則ち泮有り。爾と偕に老いんとして、老いて我をして怨ましむ。

總角の宴、言笑、晏晏たり。

信誓旦旦たり。其の反せんことを思はざりき。

反せんことを思はざりき。亦已んぬる哉。

を序して以て風す。正に反るを美し、淫泆を刺るなり。 明す。或は乃ち困りて自ら其の妃耦を喪ふを悔ゆ。故に其の事で、 は、時と刺るなり。宣公の時、禮義消亡し、淫風大いに行は、 は、時と刺るなり。宣公の時、禮義消亡し、淫風大いに行は、 は、時と刺るなり。宣公の時、禮義消亡し、淫風大いに行は、 ない時には思いもしなかった離婚の危機という意味になる。毛詩序は、 を序して三年。家庭に尽くして来たのに夫は暴力をふるい、周り

婦徳や夫婦の徳を主題とした詩が多くあり、いずれも夫人の立場でいた。 「夫婦の徳」という観点から説かれている。 棄婦を主題としたものでは他に曹植の「棄婦篇」(『玉台新詠』) を中国文学の中に見出すことが出来るが、これは子がないために離るされる婦人の歎きを歌ったものであり、夫の浮気や愛情の変化による怨みが主題ではないので、家持歌とは直接の関係は持たないでよる怨みが主題ではないので、家持歌とは直接の関係は持たないであるう。 これて任人の対きを歌ったものであり、されは子がないために離あろう。 「段落目のように貧困時代を耐えながらも少咋の浮気によって報われない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のようにないで、またいというで、またいというで、またいというで、またいというで、またいというで、またいというで、またいというで、またいというではない。

位置を持っているということになる。
しかし上の例のように詩経における棄婦の描かれ方は、貧困の時に置を持っているという所容に仕立て上げられた文学作品としてのない怨みを訴えるという形になっている。家持の歌は、特に長歌のこのように見てくると少咋騒動の実態はともかくとして、この歌家持が棄婦怨の主題を念頭に置いて歌を構成したことが伺われる。
このように貧困時代を耐えながらも少咋の浮気によって報われており、ここには詩経に端を発する棄婦怨の主題を基本として毛詩的解釈によるで報われる。家持の努力と、その努力が夫の心変わりや浮気によって報われてかし上の例のように詩経における棄婦の描かれ方は、貧困の時しかし上の例のように詩経における棄婦の描かれ方は、貧困の時

られるからである。 情と棄てた夫への批判を儒教的色彩の中で描いたものであると考え怨という文学的主題にあり、第三者的立場から棄てられた妻への同ことを見抜かなければならないであろう。家持の興味の中心は棄婦持の国司としての儒教倫理に基づいた「教喩」というわけでもない従って、作歌目的は「教喩」という実態を備えておらず、また家

五 まとめ

あるという見方が必要であろう。 見るのではなく、 裁になっていることが確認出来たのである。もちろんそこには家持 てらして「教喩」するという体裁に仕立て上げたというのがこの歌 う要素は湧出した付随的要素に過ぎず、それ自身を作歌目的として が国司であり、下僚少咋に対する人的管理への意識も働いている。 の形成過程ではないか。従って序文においても文学作品としての体 解釈を実態としての浮気に適用し、 な要素を分析出来るからである。そして棄婦怨の背後にある儒教的 棄婦怨の主題を持ち込んで歌作品へと展開したことを基本として様々 存在したであろう少咋の浮気事件に対して、 点でとらえると様々な示唆を投げかけている歌である。 しかしそれら国司としての役割や、 この歌は素材の実態とそれを主題とした文学作品の形成という視 歌作品として生成された家持の文学活動の結果で 社会的な道徳と律令という法に 儒教道徳による「教喩 家持が中国文学にある 実態として

補注

義」『都留文科大学研究紀要』 45巻 96年10月注1 鈴木武晴「史生尾張少咋を教へ喩す歌―歌詠の形成とその意

社。 注2 川口常孝「北陸の自然と人生」『大伴家持』76年11月 桜楓

学 第八冊 7年11月 笠間書院注3 金井清一「教喩史生尾張少咋歌の説話志向性」『論集上代文

「教喩史生尾張少咋歌」の構想

- 6 おうふう(原発表93年11月)注4 針原孝之「二つの喩す歌」『家持歌の形成と創造』 04年6月
- 第八巻 大伴家持(一)』02年5月 和泉書院注5 金井清一「史生尾張少咋を教へ喩す歌」『万葉の歌人と作品
- 注7 拙論「相聞歌の行方」『大伴家持と奈良朝和歌』 (1年9月を中心に―」『大伴家持作品研究』 (0年5月)おうふう注6 佐藤隆「大伴家持の教喩歌―『尾張少咋の教へ喩す歌』 歌群
- 注11 坂本太郎「大宝令養老令異同二題」『坂本太郎著作集 第七注10 滝川政次郎「万葉集に見える戸婚律逸文」『万葉律令考』74注9 岩波日本思想体系「律令」解説 76年12月
- 井上光貞 先掲 岩波日本思想体系「律令」解説3月 71年10月補訂) 吉川弘文館(初出『国史学』88年
- 意義―」『大伴家持研究第四号 國學院大學大学院大伴家持佐野あつ子「家持と義夫の道―史生尾張少咋に教え喩す歌の

注 13 12

注14 山口博「越の平康里」『王朝歌壇の研究』93年3月 桜楓社

研究会』04年3月